

令和7年6月

国 税 庁

国、地方公共団体や 公共・公益法人等と消費税

- このパンフレットは、国、地方公共団体、公共・公益法人等に係る消費税の
■納税義務の特例 ■資産の譲渡等の時期の特例 ■仕入控除税額の計算の特例 ■申告・納付期限の特例
などについて説明したものです。
また、「令和元年10月1日前に借入金を財源として課税仕入れを行い、当該借入金の返済に充てる補助金
の交付を受けた場合における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算(P26参照)」など、「国、地方公共
団体、公共・公益法人等の消費税Q&A」も掲載しております。
(令和7年4月1日現在適用されている法律に基づいて作成しています。)
- 令和2年4月1日以降に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行
う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。また、公共・公益法人等
についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出するこ
とが義務付けられています。詳しくは、20ページをご覧ください。
- インターネット等を介して、国外から国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・広告の配信等の
役務の提供及び国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等に係る役務の提供に係る消費税の課税
関係につきましては、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」
に掲載している各種リーフレットやQ&Aをご覧ください。
- 消費税及び地方消費税の一般的な事柄につきましては、パンフレット『消費税のあらまし』をご覧ください(国
税庁ホームページからダウンロードできます。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、税務署での待ち時間なく相談に対応できるよう、あら
かじめ電話により面接日時を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページでは、消費税に関する改正のお知らせや法令解釈通達、質疑応答事例などを掲載し
ています。また、申告や届出に必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

【 国税庁ホームページアドレスは <https://www.nta.go.jp> 】

適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）
が開始されています。

- ※ 「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の下では、登録を受けた
事業者（適格請求書発行事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付
することができます。
詳しくは、68～69ページをご覧ください。

登録申請は、e-Taxをご利
用いただくと手続きがスム
ーズです。

- インボイス制度に関する一般的な電話相談は、インボイスコールセンター
（インボイス制度電話相談センター）で受け付けています。
専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】 9：00～17：00（土日祝及び年末年始を除く）
- 税務相談チャットボット（インボイス制度）も公開していますので、ぜひご利用ください。
ご質問を入力いただくと、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

チャットボットは
こちらから



目次

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1 特例制度の概要	1
2 国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例	2
3 資産の譲渡等の時期の特例	3
(1) 資産の譲渡等の時期の原則	3
(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例	3
4 仕入控除税額の計算の特例	4
(1) 仕入控除税額の計算の原則	4
(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例	4
(3) 特例計算の対象となる事業者	4
(4) 特定収入の概要	6
(5) 補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の使途の特定方法	8
(6) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算	11
(7) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある 場合の仕入控除税額の調整規定	15
5 申告・納付期限の特例	19
(1) 国、地方公共団体の特別会計	19
(2) 公共・公益法人等	19
6 帳簿の記載事項及び保存	20

II 国、地方公共団体、公共・公益法人等の消費税Q & A

(問1) 免税期間における起債の償還元金に充てるための補助金等の使途の特定	21
(問2) 借換債の償還に充当した繰入金等	22
(問3) 繰越金	22
(問4) 繰越明許費	23
(問5) 地方自治法上の繰上充用	23
(問6) 借入金の利子の支払に使用することとされている補助金	24
(問7) 人件費に使途が特定されている補助金	24
(問8) 消費税の還付金	24
(問9) 公益法人等の申告単位	25
(問10) 一部事務組合への適用関係	25
(問11) 令和元年10月1日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合	26
(問12) 適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から 課税事業者となった場合における資産の譲渡等の時期の特例の適用について	28
(問13) 適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより課税期間の途中から 課税事業者となった場合における仕入控除税額の計算の特例の適用について	28

III 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

(事例1) 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	29
(事例2) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	46
1 個別対応方式を採用している場合	46
2 一括比例配分方式を採用している場合	59

参考 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について(令和5年10月1日～)	68
索引	70

○ マイナンバー制度について

平成28年1月から導入されたマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

国 税 庁 の 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。

I 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例等

1 特例制度の概要

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、国、地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務があります。しかしながら、国、地方公共団体、公共・公益法人等の事業活動は公共性が強いものであることから法令上各種の制約を受けたり、国又は地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べ特殊な面が多いことから、消費税法上、特例が設けられています。

国、地方公共団体、公共・公益法人等に適用される特例

	適用される特例			
	会計単位 (P2)	資産の譲渡等 の時期 (P3)	仕入控除税額 の計算 (P4~P18)	申告(納付)期限 (P19)
国（一般会計）	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体（一般会計）	○	○		
国（特別会計）	○	○	○	○
地方公共団体（特別会計）	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人※	—	△(要承認)	○	△(要承認)
人格のない社団等	—	—	○	—

※ 次のものは、消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされています。

①	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第4条第1項の規定による法人である政党又は一定の政治団体
②	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
③	建物の区分所有等に関する法律第47条第1項の規定による管理組合法人
④	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
⑤	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合
⑥	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業組合

2 国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例

消費税法においては、会社等の営利法人はもちろん、公共法人、公益法人等も法人ごとに納税義務者となり、また、人格のない社団等は法人とみなされ、団体を単位として納税義務者となります。

しかし、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして消費税法の規定を適用することとなっています。

ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、「専らその特別会計を設ける国又は地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計」については、一般会計に係る業務として行う事業とみなされます（ここでいう「専ら」とは、その特別会計が行う資産の譲渡等の対価の合計額のうちにその特別会計が一般会計に対して行う資産の譲渡等の対価の合計額の占める割合が95%以上である場合をいいます。）。

【参考】納税義務の免除及び課税事業者の選択

国、地方公共団体、公共・公益法人等においても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されますが(注)、選択により課税事業者となることができます。

例えば、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の下水道事業特別会計が設備投資を行った場合など、申告をすれば消費税が還付となる場合でも、課税事業者でないと消費税の申告をすることができませんので、申告をして消費税の還付を受けるためには、あらかじめ課税事業者になることを選択しておく必要があります。

(注) 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間)における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当課税期間から課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

また、適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、納税義務は免除されません。

その他、納税義務の免除の特例について、詳しくはパンフレット「消費税のあらまし」をご覧ください(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

届出の手続

▼ 課税事業者になることを選択しようとするとき

免税事業者の方が、課税事業者になることを選択しようとするときには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者になることができます。

この制度の適用を受けるためには、原則として、その適用を受けようとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

▼ 課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするとき

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている方が、免税事業者に戻ろうとするときには、免税事業者に戻ろうとする課税期間の開始する日の前日までに、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった方は、一定期間(原則として2年間)は免税事業者に戻ることはできません。

なお、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、その取消しを受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」も提出する必要があります。

3 資産の譲渡等の時期の特例

(1) 資産の譲渡等の時期の原則

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時（又は特定課税仕入れをした時）に成立します。

この場合の「課税資産の譲渡等をした時」とは、原則として、①資産の譲渡については引渡しの日、②資産の貸付けについては使用料等の支払いを受けるべき日、③役務の提供については目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日、とすることとされています。

また、保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の納税義務は、課税貨物を保税地域から引き取る時に成立します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の会計は、予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その歳入又は歳出の所属会計年度が定められており、これらの規定において、一定の収入又は支出については、発生年度を基準として年度経過後の一定の期間（出納整理期間）内の収入又は支出をその発生年度の決算に計上し、これにより得ないものについては、現金の収支の事実の属する会計年度の所属として整理するなど、一般の民間企業とは異なる会計処理が行われています。

このため、資産の譲渡等の時期の原則を国、地方公共団体に適用することは、国、地方公共団体の会計処理の実情と著しくかけ離れたものになります。

そこで、国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等については、次のような特例が設けられています。

なお、この特例は、地方公営企業にも適用されます。地方公営企業については、P19をご参照ください。

区 分	歳入・歳出の会計年度所属区分の法令		特 例 の 内 容
	国	地方公共団体	
資産の譲渡等の時期	予算決算及び会計令第1条の2《歳入の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第142条《歳入の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその対価を収納すべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。
課税仕入れ等の時期	予算決算及び会計令第2条《歳出の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第143条《歳出の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。

■ 公共・公益法人等

国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた公共・公益法人等についても、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行った時期について、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとする事ができます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令又はその法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める会計処理の方法が、国又は地方公共団体の会計処理の方法に準じて、収入・支出の所属会計年度について発生主義以外の特別な会計処理により行うこととされている法人です。

4 仕入控除税額の計算の特例

(1) 仕入控除税額の計算の原則

消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額（仕入控除税額）を控除して算出します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例

国、地方公共団体、公共・公益法人等（人格のない社団等を含みます。以下「仕入控除税額の計算の特例」において同じ。）は、本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を恒常的な財源としている実態にあります。

このような対価性のない収入によって賄われる課税仕入れ等は、課税売上げのコストを構成しない、いわば最終消費的な性格を持つものと考えられます。

また、消費税法における仕入税額控除制度は、税の累積を排除するためのものですから、対価性のない収入を原資とする課税仕入れ等に係る税額を課税売上げに係る消費税の額から控除することは合理性がありません。

そこで、国、地方公共団体、公共・公益法人等については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入（**特定収入**（P6 参照））により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとしています。

(3) 特例計算の対象となる事業者

特例計算の対象となる事業者は、次のとおりです。

対象となる事業者	
①	国の特別会計
②	地方公共団体の特別会計
③	消費税法別表第三に掲げる法人
④	人格のない社団等

ただし、次に掲げる場合には、仕入控除税額の調整を行う必要はありません。

調整を行う必要がない場合	
①	その課税期間の仕入控除税額を簡易課税制度を適用して計算する場合
②	その課税期間における 特定収入割合 が5%以下である場合
③	その課税期間の仕入控除税額を適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）を適用して計算する場合

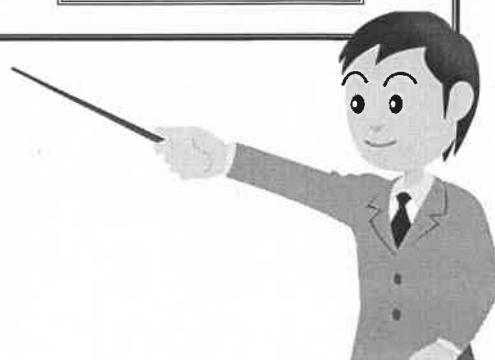
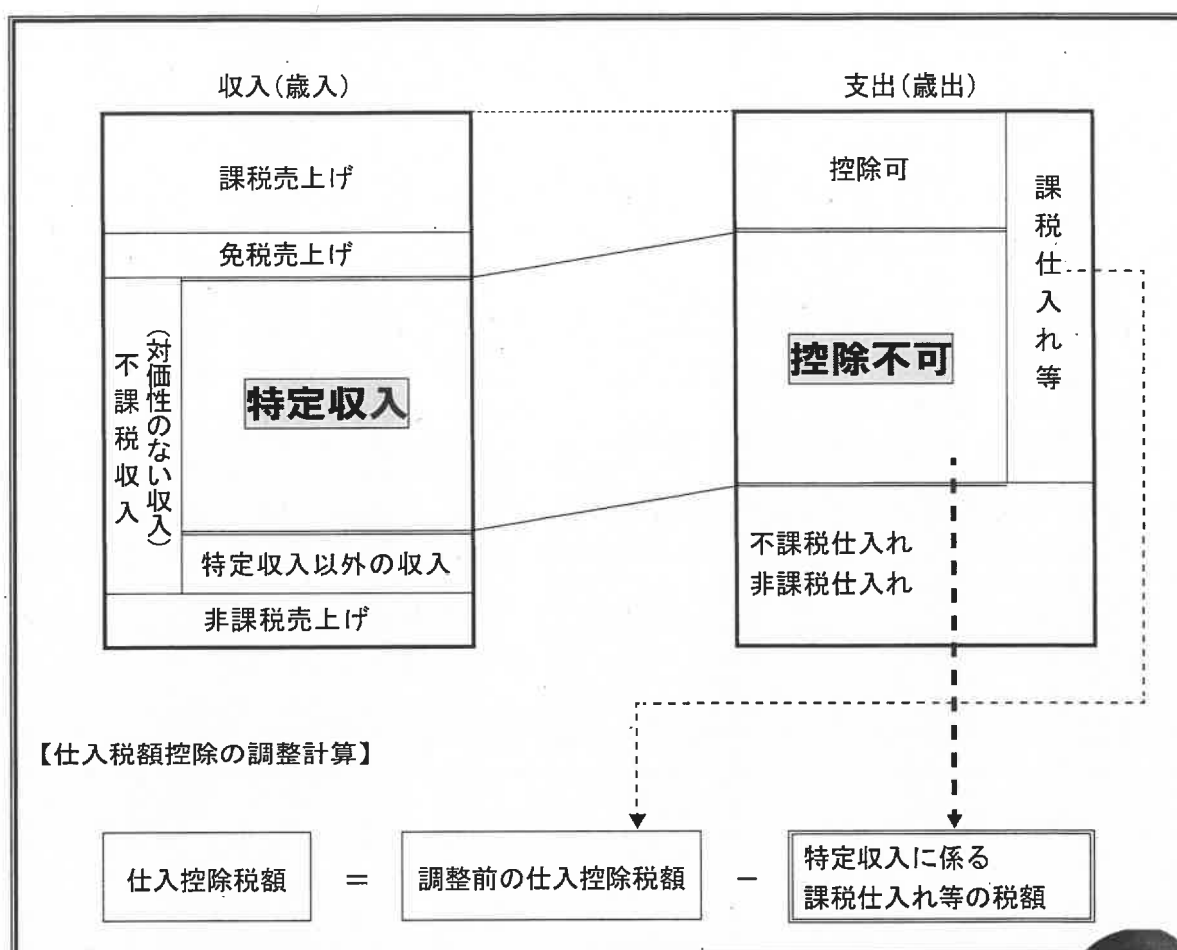
※ 2割特例については、P69をご参照ください。

なお、**特定収入割合**とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

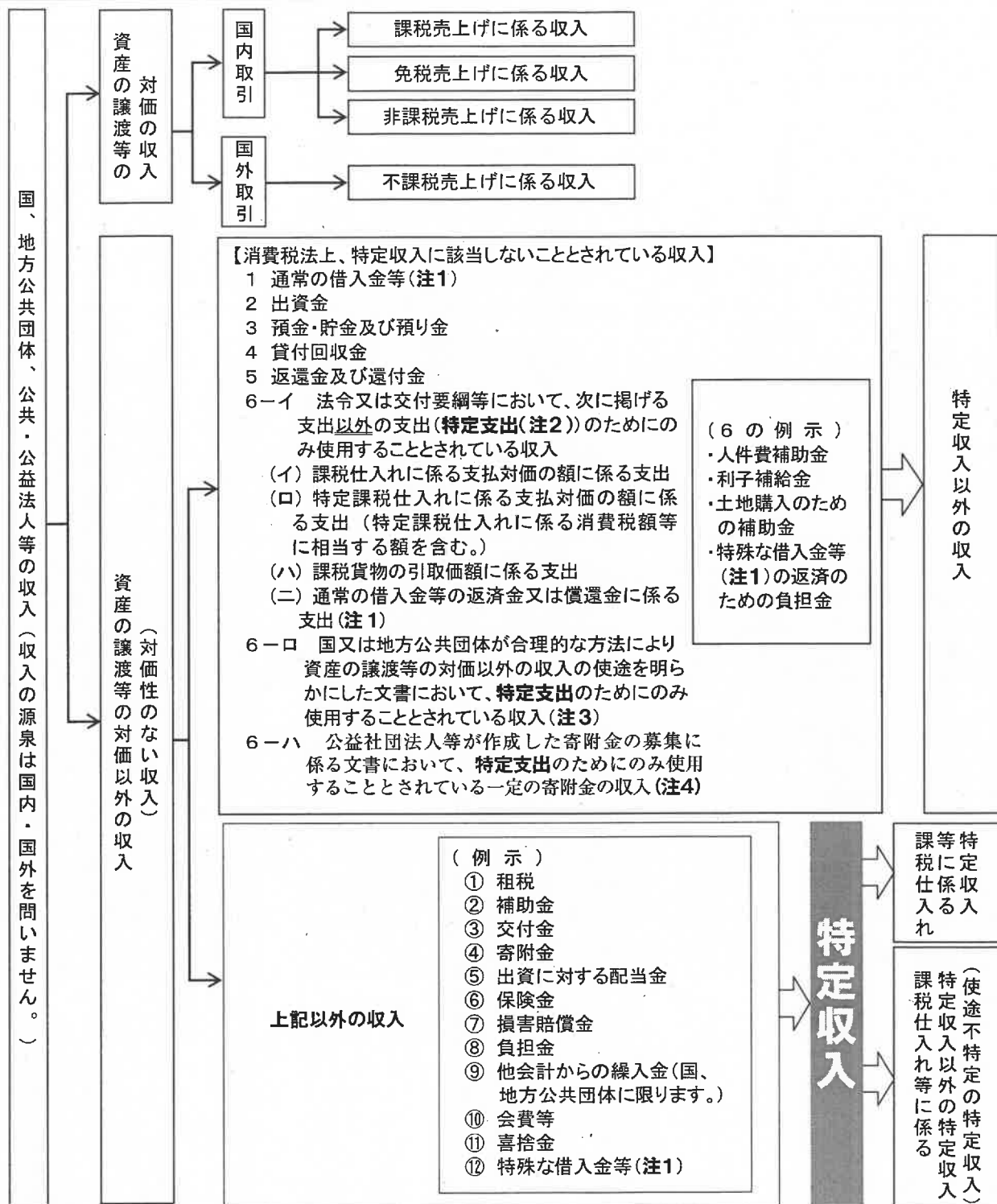
$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額※} + \text{特定収入の合計額}}$$

※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額＝課税売上高（税抜き）＋免税売上高＋非課税売上高＋国外売上高

〔仕入控除税額の計算の特例のイメージ〕



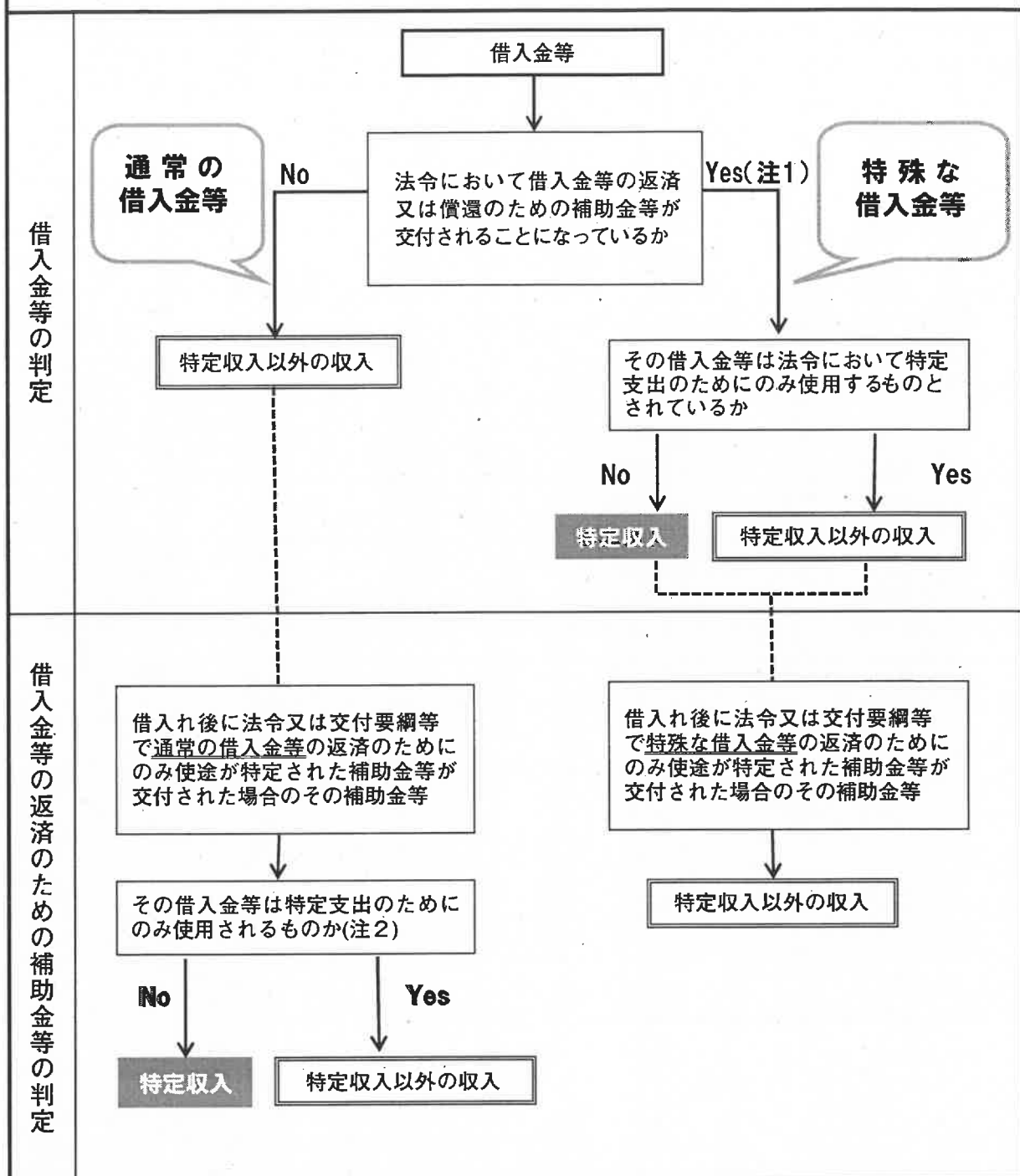
(4) 特定収入の概要



注意

1. P7「借入金等の取扱い」をご覧ください。
2. 特定支出とは、6-イ（イ）～（ニ）に掲げる支出以外の支出ですので、例えば、給与、利子、土地購入費、特殊な借入金等の返済などがこれに該当します。
3. P8「(5)補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の用途の特定方法」をご覧ください。
4. P10「公益社団法人等が募集する寄附金の取扱い」をご覧ください。

借入金等の取扱い



注 意

1. 法令において借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっている場合には、通常、借入金等の返済又は償還のための補助金等の使途を特定した交付要綱等が作成されています。
2. 国又は地方公共団体の特別会計が交付要綱等で借入金等の返済又は償還のためにのみ使用することとして交付された補助金等の使途は、その借入金等の使途に対応させることとなります(P8 参照)。

(5) 補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の使途の特定方法

補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」については、特定支出のためにのみ使用することとされている収入は特定収入に該当せず（P6参照）、また、特定収入に該当する収入であっても、その使途によって仕入税額控除の計算方法が異なる（P12参照）ため、補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」について、その使途の特定を行う必要があります。

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の特別会計における補助金等の使途の特定方法は、次の①及び②のとおりです。

① 法令又は交付要綱等により補助金等の使途が明らかにされている場合

法令又は交付要綱等により使途が明らかにされているものは、その明らかにされているところによります。交付要綱等とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の使途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書も含まれます。

注意

通常の借入金等（P7参照）を財源として行った事業について、その借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付される場合において、その補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、その補助金等はその事業に係る経費のみに使用される収入として使途を特定します。

なお、その借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合には、その補助金等は特定収入に該当しません。

② 国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書において使途を特定する場合

①により使途が特定されない補助金等については、国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書によって使途を特定することができます。

具体的な方法は次のイ～ニのとおりです。

法令又は交付要綱等において使途の細部が特定されていないものの、その使途の大要が判明する補助金等は、その補助金等の交付を受ける国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長（公営企業にあっては公営企業の管理者）が使途の大要の範囲内で合理的計算に基づき細部を特定します

イ

注意

「その使途の大要が判明する補助金等」とは、例えば、法令又は交付要綱等において、「…の建設に要する費用に充てる」等の記載があるものをいいます。

また、「使途の大要の範囲内で合理的計算」とは、例えば、「…の建設に要する費用」のうちに占める課税仕入れ等の支出の額と課税仕入れ等以外の支出の額であん分することをいいます。

イにより使途が特定できない場合であっても、予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類で使途が明らかとなるものについては、これらにより使途を特定します。

ロ

注意

「明らかとなるもの」とは、例えば、決算書の備考欄に補助金等が何の費用に充てられたかが記載されているものや、決算書の項目名で何の費用に充てられたかが明らかとなるものなどをいいます。

法令、交付要綱等、予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類において、借入金等の返済費又は償還費のための補助金等とされているもの（①の注書に該当するものを除きます。）は、次の算式であん分する方法により、特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定収入以外の収入に使途を特定します。

なお、地方公営企業法第 20 条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

$$\text{特定収入} = \text{借入金等返済のための補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(注)}}$$

ハ

$$\text{特定収入以外の収入} = \text{借入金等返済のための補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちのその他の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出(注)}}$$

注意

借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出には、①又は②イ若しくはロにより使途が特定された補助金等の使途としての支出並びに借入金等の返済費及び償還費を含みません。

なお、その借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合には、その補助金等は特定収入に該当しません。

イからハまでによっては使途の特定ができない補助金等は、次の算式であん分する方法により、特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定収入以外の収入に使途を特定します。

なお、地方公営企業法第 20 条《計理の方法》の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行います。

ニ

$$\text{特定収入} = \text{補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちの課税仕入れ等の支出の額}}{\text{当課税期間における支出(注1)}}$$

$$\text{特定収入以外の収入} = \text{補助金等の額} \times \frac{\text{分母の支出のうちのその他の支出の額(借入金等返済額を除く。)}}{\text{当課税期間における支出(注1)}}$$

通常の借入金等の返済費
又は償還費に用途が特定
された収入（注2）

= 補助金等の額 ×

当課税期間における借入金等返済額
（ハで用途が特定された額を除く。）

当課税期間における支出（注1）

注
意

1. 当課税期間における支出には、①又は②イ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうち②ハにおいて処理済の部分を含みません。
2. 通常の借入金等の返済費又は償還費に用途が特定された収入については、さらに②ハの方法によって課税仕入れ等に係る特定収入と特定収入以外の収入に用途を特定します。

参
考

②の方法により補助金等の用途を特定した場合には、国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長（公営企業にあっては公営企業の管理者）がその補助金等の用途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、②ハ又は②の方法により用途を特定した場合には、その計算過程を明らかにしたものを添付書類として提出してください。

■ 公共・公益法人等

公共・公益法人等における補助金等の用途は、法令又は交付要綱等によりその用途を明らかにされている補助金等については、その明らかにされているところにより用途を特定します（P8①参照）。

また、公共・公益法人等が国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の用途は、交付要綱等でその用途が明らかにされていないまでも、その多くが予算又は決算において明らかにされていますので、公共・公益法人等においてもP8②の方法により補助金等の用途を特定することができます。

ただし、公共・公益法人等がP8②の方法により用途を特定する場合には、補助金等の交付元である国、地方公共団体がその補助金等の用途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

公益社団法人等が募集する寄附金の取扱い

公益社団法人又は公益財団法人が作成した寄附金の募集に係る文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている当該寄附金の収入で、次に掲げる要件の全てを満たすことについて当該寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁の確認を受けているものは、特定収入に該当しないこととなります。

- （1）特定の活動に係る特定支出のためにのみ使用されること
- （2）期間を限定して募集されること
- （3）他の資金と明確に区分して管理されること

(6) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

簡易課税制度又は2割特例を適用せず、一般課税により仕入控除税額の計算を行う場合で、特定収入割合（P4参照）が5%を超えるときは、特定収入に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象とはなりません。

この場合は、次のように、課税期間中の課税売上高が5億円以下（注）、かつ、課税売上割合が95%以上のときに計算した調整前の仕入控除税額又は課税期間中の課税売上高が5億円超（注）又は課税売上割合が95%未満のときにおける個別対応方式若しくは一括比例配分方式の区分に応じて計算した調整前の仕入控除税額から、特定収入に係る課税仕入れ等の税額を控除した後の金額が仕入控除税額となります。

（注） 課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額（当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）となります。

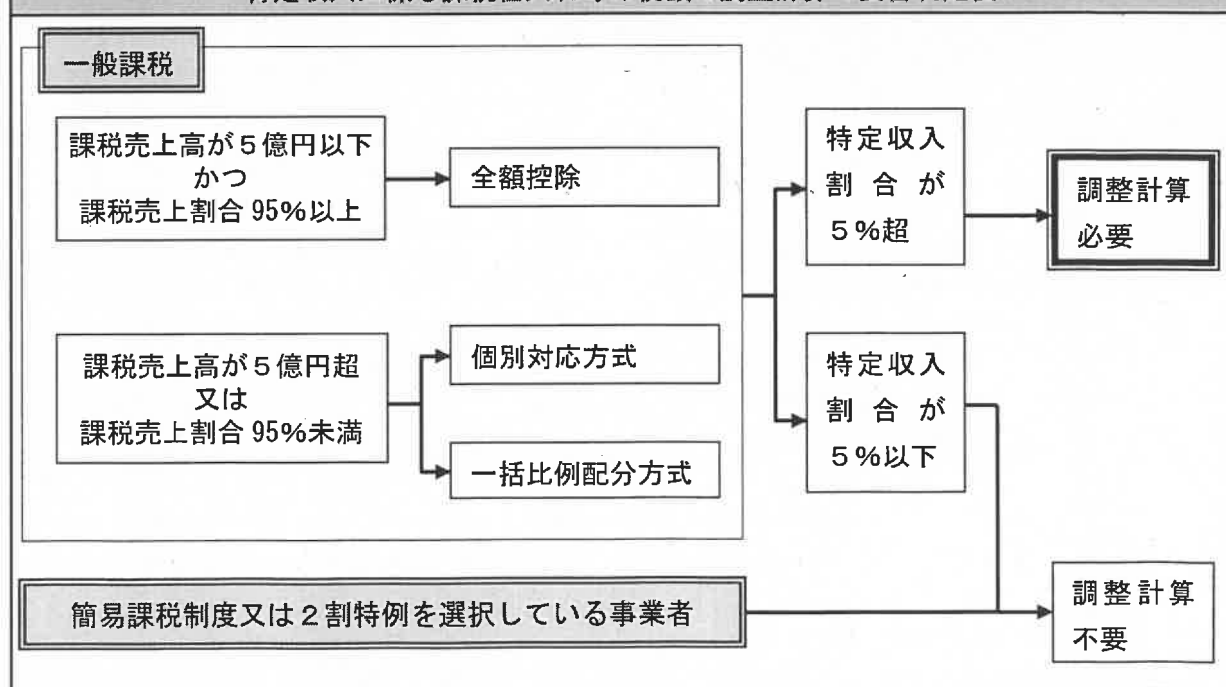
仕入控除税額の調整がある場合の納付税額は、次の計算式により計算した金額となります。

$$\text{納付税額} = \text{その課税期間中の課税標準額に対する消費税額} - \left(\text{調整前の仕入控除税額} - \text{その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額} \right)$$

※ 調整前の仕入控除税額とは、通常の計算方法により計算した仕入控除税額をいいます。適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始後は、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）以外の者からの課税仕入れについては、原則として、仕入税額控除の適用を受けることはできませんが、当該課税仕入れであっても、特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算の対象となります。

ただし、この場合には、一定の調整規定があります。詳しくは、P15をご参照ください。

特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算の要否判定表



【その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算方法】

イ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ① + ②

① = Aの金額 + Bの金額

A 特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ等
にのみ使途が特定されている部分の金額 $\times \frac{7.8}{110}$
(課税仕入れ等に係る特定収入の額)

B 特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ等
にのみ使途が特定されている部分の金額 $\times \frac{6.24}{108}$
(課税仕入れ等に係る特定収入の額)

※ 標準税率適用課税仕入れ等とは、標準税率（7.8%）が適用される課税仕入れ等をいいます。

※ 軽減税率適用課税仕入れ等とは、軽減税率（6.24%）が適用される課税仕入れ等をいいます。

② (調整前の仕入控除税額 - ①の金額) $\times$ 調整割合(※)

②の下線部分の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

特定収入に
係る課税仕
入れ等の税額 = ①の金額 - $\left(\begin{array}{c} \text{調整前の} \\ \text{①の金額 - 仕入控除} \\ \text{税額} \end{array} \right) \times \text{調整割合(※)}$

※調整割合

調整割合とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

調整割合 = $\frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額}}{\text{(使途不特定の特定収入)}} \div \frac{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} \times + \text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額}}{\text{(使途不特定の特定収入)}}$

※ 資産の譲渡等の対価の額の合計額=課税売上高(税抜き)+免税売上高+非課税売上高+国外売上高

調整割合が著しく変動した場合には、特定収入に係る課税仕入れ等の税額について別途調整が必要となります。

注意

料金値引きの実績に基づき算定される交付金など、法令又は交付要綱等において、課税仕入れとなる支出（例えば「機械装置の取得費用」など）又は課税仕入れとならない支出（例えば「給料」など）に使用されることが具体的に明らかになっていないものについては、消費税法上は、「法令又は交付要綱等で使途が明らかにされているもの」には該当せず、使途不特定の特定収入となります。

(注) 法令又は交付要綱等で使途が明らかにされていないものであっても、国・地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書（使途特定文書）により使途を特定することができます（P8参照）。

□ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で
個別対応方式により計算する場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ③ + ④ + ⑤

③ = Cの金額 + Dの金額

C 特定収入のうち課税資産の譲渡等によりのみ要する
標準税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用する
こととされている部分の金額 $\times \frac{7.8}{110}$

D 特定収入のうち課税資産の譲渡等によりのみ要する
軽減税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用する
こととされている部分の金額 $\times \frac{6.24}{108}$

④ = Eの金額 + Fの金額

E 特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲
渡等に共通して要する標準税率適用課税仕入れ等の
ためにのみ使用することとされている部分の金額 $\times \frac{7.8}{110} \times$ 課税売上割合
(課税売上割合に
準ずる割合を含
みます。以下同じ。)

F 特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲
渡等に共通して要する軽減税率適用課税仕入れ等の
ためにのみ使用することとされている部分の金額 $\times \frac{6.24}{108} \times$ 課税売上割合

⑤ { 調整前の仕入控除税額 - (③ + ④) } $\times$ 調整割合 (P12※)

⑤の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額

特定収入に
係る課税仕入
れ等の税額 = ③ + ④ - $\left[\begin{array}{l} \text{調整前の} \\ (\text{③} + \text{④}) - \text{仕入控除} \\ \text{税額} \end{array} \right] \times \text{調整割合 (P12※)}$

ハ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式により計算する場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{⑥} + \text{⑦}$$

⑥ = Gの金額+Hの金額

G 特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ等
にのみ使途が特定されている部分の金額 $\times \frac{7.8}{110} \times$ 課税売上割合
(課税仕入れ等に係る特定収入の額)

H 特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ等
にのみ使途が特定されている部分の金額 $\times \frac{6.24}{108} \times$ 課税売上割合
(課税仕入れ等に係る特定収入の額)

⑦ (調整前の仕入控除税額 - ⑥の金額) $\times$ 調整割合(P12※)

⑦の下線部の金額がマイナスとなる場合の**特定収入に係る課税仕入れ等の税額**

$$\begin{array}{l} \text{特定収入に} \\ \text{係る課税仕} \\ \text{入れ等の税額} \end{array} = \text{⑥の金額} - \left(\text{⑥の金額} - \begin{array}{l} \text{調整前の} \\ \text{仕入控除} \\ \text{税額} \end{array} \right) \times \text{調整割合(P12※)}$$

具体的な計算事例は、29ページ以降をご覧ください。

なお、このパンフレットは、申告に係る課税期間に標準税率7.8%又は軽減税率6.24%が適用された取引のみを行った(付表1-3を用いて計算する)場合について説明しています。

旧税率(6.3%等)が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表1-1及び1-2を用いて計算します。

この場合の計算事例については、パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税(令和2年6月)」を参考にしてください。

パンフレットや使用する計算表、付表等は、国税庁ホームページ(国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税)からダウンロードすることができます。

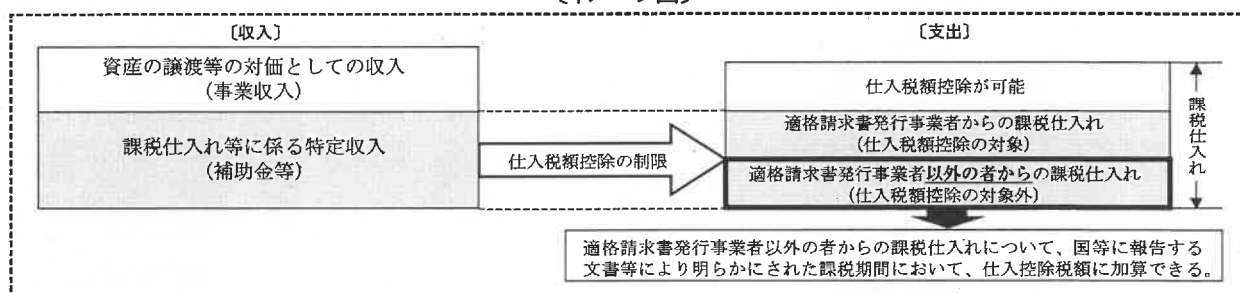
(7) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定

1 調整規定の概要

特定収入に係る課税仕入れ等の税額（仕入控除税額の制限額）の計算については、特定収入のあった課税期間における当該特定収入の金額により行うこととなります。そのため、仕入税額控除の対象外となる適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ（以下「**控除対象外仕入れ**」といいます。）を課税仕入れ等に係る特定収入（課税仕入れ等に用途が特定されている特定収入）により支出したとしても、計算上、仕入控除税額の制限の対象となります。

ただし、課税仕入れ等に係る特定収入により控除対象外仕入れを一定程度行い、当該特定収入（**取戻し対象特定収入**）について仕入控除税額の制限を受けた場合において、国等へ報告することとされている文書（実績報告書など）又は国、地方公共団体が合理的な方法により用途を明らかにした文書により、その控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにしているときは、控除対象外仕入れに係る仕入控除税額の制限額に相当する額を、その明らかにした課税期間（免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間を除きます。）における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できます。

【イメージ図】



2 取戻し対象特定収入の判定

(1) 取戻し対象特定収入とは

「取戻し対象特定収入」とは、次の算式により計算した割合が5%を超える場合のその特定収入をいいます。

なお、「取戻し対象特定収入」に該当するかどうかの判定は、ある課税期間に受領した全ての課税仕入れ等に係る特定収入の合計額を基礎として行うものではなく、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに、その課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として行います。

取戻し対象
特定収入

$$= \frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入により支出された
控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額}}{\text{課税仕入れ等に係る特定収入により支出された
課税仕入れに係る支払対価の額の合計額}} > 5\%$$

※ 上記割合の計算における「**控除対象外仕入れに係る支払対価の額**」には、

- ・ 免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであっても、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置（令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%控除、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%控除）の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は含まれます。

(2) 補助金等の一部を返還した場合の取扱い

例えば、補助金等（課税仕入れ等に係る特定収入に該当するものに限り、以下(2)～(4)において同じです。）が減額され、その一部を返還したことにより、当該補助金等により行う事業の経費として支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が、返還後の補助金等の金額よりも大きくなった場合、取戻し対象特定収入の判定は、返還後の補助金等の金額により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として行います。

また、事業者の行う事業の経費の一部について補助金等が交付される場合のように、当該事業につき支出する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が、当該補助金等の金額よりも大きくなる場合がありますが、このような場合、事業の経費のうち、当該補助金等により支出されたものではない課税仕入れに係る支払対価の額については、取戻し対象特定収入の判定の基礎となる「課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額」には含まれません。

具体例

※ 以下の補助金等は、全額課税仕入れのために支出されたものとしています。

《事業の一部の経費に対し補助金等が交付された場合》

- ・ 事業に係る課税仕入れ 200 万円
- ・ 交付された補助金等 100 万円

⇒ 取戻し対象特定収入の判定の基礎となる「課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額」は、交付された補助金等の金額である 100 万円 となります。

《上記事例において、補助金等が減額され、その一部が返還された場合》

- ・ 事業に係る課税仕入れ 200 万円
- ・ 当初交付された補助金等 100 万円
- ・ 返還した補助金等（減額された金額） 10 万円

⇒ 取戻し対象特定収入の判定の基礎となる「課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額」は、当初交付された補助金等 100 万円から返還した補助金等 10 万円を控除した残額 90 万円 となります。

(3) 借入金等の返済又は償還のための補助金等の取扱い

通常の借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付された場合、当該補助金等は当該借入金等に係る事業に係る経費のみに使用される収入として使途を特定することとなります（P 8 参照）。
ので、当該補助金等に係る「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」については、当該借入金等に係る事業を行った課税期間において当該借入金等により支出された適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額のうち当該補助金等により返済又は償還される部分の金額となります。

また、取戻し対象特定収入の判定の基礎となる「課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額」は、当該借入金等に係る事業を行った課税期間において当該借入金等により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち補助金等により返済又は償還される部分の金額となります。

なお、当該補助金等に係る調整計算については、当該借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付された課税期間において行うこととなるため、取戻し対象特定収入のあった課税期間は、当該補助金等が交付された課税期間となります。

(4) 「国、地方公共団体が合理的な方法により使途を明らかにした文書」により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにする場合の取扱い

「国、地方公共団体が合理的な方法により使途を明らかにした文書」により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにする場合の「取戻し対象特定収入の判定単位」及び「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」の取扱いは、以下のとおりです。

取戻し対象特定収入の判定単位

「国、地方公共団体が合理的な方法により使途を明らかにした文書」により使途を特定（課税仕入れ等に係る特定収入に該当するかどうかを判定）した課税仕入れ等に係る特定収入であっても、取戻し対象特定収入の判定は、当該課税仕入れ等に係る特定収入ごとに、その課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として行うこととなります。

一方で、P 8 ②イからハまでに掲げる方法によっては使途が特定できない補助金等をまとめて、その課税期間における支出を基礎としてあん分計算により、使途を特定（P 9 ②ニの方法により使途を特定）し、課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額も同様の方法により明らかにする場合においては、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに区分した控除対象外仕入れに係る支払対価の額を算出し、個々に取戻し対象特定収入の判定を行うことは困難です。

このため、上記のような課税仕入れ等に係る特定収入ごとに取戻し対象特定収入の判定を行うことが困難な場合には、当該課税仕入れ等に係る特定収入をまとめて、取戻し対象特定収入の判定を行って差し支えありません。

控除対象外仕入れに係る支払対価の額

P 9 ②ニに掲げる方法と同様の方法により課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額を明らかにする場合、次の算式のように、課税期間における支出の額を基礎としてあん分計算を行うことが考えられます。

$$\begin{array}{l} \text{課税仕入れ等に係る特定収入} \\ \text{により支出された控除対象外} \\ \text{仕入れに係る支払対価の額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{補助金等の額} \\ \times \end{array} \frac{\begin{array}{l} \text{当課税期間における適格請求書発行事業者} \\ \text{以外の者からの課税仕入れ等の支出の額} \end{array}}{\text{当課税期間における支出の額}}$$

※ この計算では、使途の特定と同時に課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額を算出することから、補助金等の額は、P 8 ①及びP 8 ②イからP 9 ②ハまでに掲げる方法によって使途の特定ができない補助金等の額となります。

また、当課税期間における支出には、P 8 ①又はP 8 ②イ若しくはP 9 ②ロに掲げる方法により使途が特定された補助金等の使途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうちP 9 ②ハにおいて処理済みの部分は含まれません。

上記の算式により算出した金額については、実際に課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額とは異なり、あくまでも割合により算出したものですが、実際に適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額に基づいて算出したものですので、このあん分計算により算出した額を控除対象外仕入れに係る支払対価の額としても差し支えありません。

3 調整対象額の計算方法

取戻し対象特定収入がある場合の仕入控除税額の調整対象額は、次の(1)～(3)の区分に応じて、それぞれ(1)～(3)に記載の算式により計算します。

なお、当該調整対象額は、国等へ報告することとされている文書等により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できます。

(1) 取戻し対象特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合

$$\text{調整対象額} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (注2)} \times \left(1 - \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合}}{\text{調整割合}} \right)$$

(2) 取戻し対象特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = \left[\text{①} + \text{②} \right] \times \left(1 - \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合}}{\text{調整割合}} \right)$$

$$\text{①} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 (課税売上げにのみ要するもの) (注1)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (注2)}$$

$$\text{②} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 (課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの) (注1)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (注2)} \times \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の課税売上割合 (注3)}}{\text{課税売上割合 (注3)}}$$

(3) 取戻し対象特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = \text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)} \times \frac{7.8}{110} \text{ (注2)} \times \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の課税売上割合 (注3)}}{\text{課税売上割合 (注3)}} \times \left(1 - \frac{\text{取戻し対象特定収入があった課税期間の調整割合}}{\text{調整割合}} \right)$$

(注1) 上記各計算式における「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」には、

- ・ 免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであっても、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除、50%控除）の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額は含まれます。

(注2) 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については108分の6.24を乗じます。

(注3) 課税売上割合に準ずる割合を含みます。

※ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて80%控除の経過措置の適用を受けるものは、上記各計算式により算出した本来の調整対象額の20%相当額、50%控除の経過措置の適用を受けるものは本来の調整対象額の50%相当額が、課税仕入れ等の税額の合計額に加算する調整対象額になります。

5 申告・納付期限の特例

消費税の申告期限及び納付期限は、原則として課税期間の末日の翌日から2か月以内とされていますが、国、地方公共団体については、決算の処理方法や時期等につき法令の定めるところにより処理することとされており、原則的な申告・納付期限では対応が困難な事情にあるため、次のとおり申告・納付期限の特例が設けられています（中間申告についても同様の取扱いとなります。）。

また、公共・公益法人等のうちにも、国や地方公共団体と同様に、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められているなど、特別な事情にあるものがあることから、この場合も、同様に申告・納付期限の特例が設けられています。

(1) 国、地方公共団体の特別会計

国については課税期間*終了後5か月以内、地方公共団体については課税期間*終了後6か月以内（ただし、地方公共団体の経営する企業（地方公営企業）については課税期間*終了後3か月以内）とされています。

* 中間申告の場合は中間申告対象期間

区分	申告・納付期限
国	5か月以内
地方公共団体（下記の地方公営企業を除きます。）	6か月以内
地方公営企業※	3か月以内

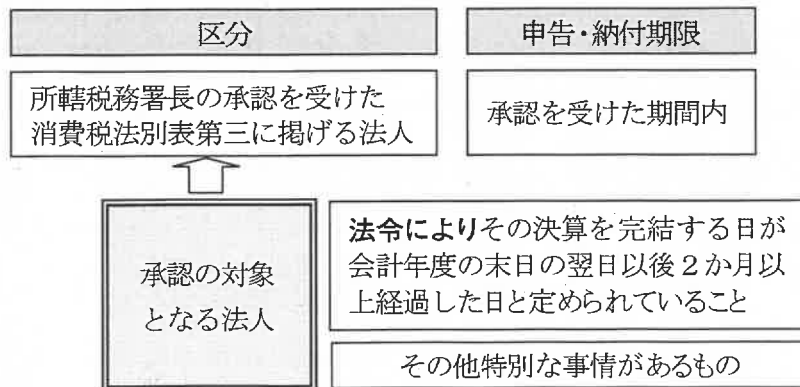
※ 地方公営企業とは、地方公営企業法第30条第1項《決算》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業をいいます。

具体的には、水道事業（簡易水道事業を除きます。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業及び条例等により地方公営企業法を適用している事業を行っている企業をいいます。

(2) 公共・公益法人等

公共・公益法人等のうち、納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人については、6か月以内でその承認を受けた期間の申告・納付期限の特例が認められます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められていることとその他特別な事情がある法人に限ります。



6 帳簿の記載事項及び保存

課税事業者は、帳簿を備え付けてこれに、売上げ、仕入れ、返品等について、

①	取引の相手方の氏名又は名称
②	取引年月日
③	取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
④	税率の異なるごとに区分した取引金額

等を整然と、かつ、明瞭に記載し、この帳簿を閉鎖の日の属する課税期間の末日から2か月を経過した日（申告・納付期限の特例の適用を受ける場合にはその適用により延長された提出期限の翌日）から7年間、納税地等で保存しなければなりません。

国・地方公共団体の特別会計や公共・公益法人等については、上記①から④までの事項のほか、特定収入等に係る事項として、

⑤	特定収入等に係る相手方の氏名又は名称
⑥	特定収入等を受けた年月日
⑦	特定収入等の内容
⑧	特定収入等の金額
⑨	特定収入等の使途

を併せて記載する必要があります。

なお、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、消費税の申告義務はありませんので、この帳簿の保存義務も課されていません。

参 考

帳簿の保存方法としては、原則として現物（帳簿類）での保存となりますが、7年間のうち最後の2年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められます。

また、パソコンなどを使用して作成する帳簿書類を、一定の要件の下に電子データのまま保存することができます。

帳簿を電子データで保存する場合の保存方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「電子帳簿等保存制度特設サイト」から、取扱通達や一問一答などをご確認ください。

e-Tax義務化について

令和2年4月1日以降に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出することが義務付けられています。

なお、「国等の特別会計に係る控除対象仕入税額の計算明細（特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表）」をPDFで送信することが可能です。

e-Tax義務化の概要

令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、一定の法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表」など）を含めて、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、通算法人の法人税等の確定申告書等についてもe-Taxによる提出が義務化されました。

●対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

●e-Tax義務化対象法人とは？

法人税等 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、通算法人（グループ通算制度の適用を受けた通算親法人及び通算子法人）、相互会社、投資法人及び特定目的会社

消費税等 上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）

なお、通算法人は、事業年度開始の時点において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人のみとなります。

e-Taxの利用について

●インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付、源泉所得税の毎月納付手続など）。

●e-Taxを利用するには、事前に電子証明書等の取得、開始届出書の提出などが必要です。

国、地方公共団体がe-Taxを利用して電子申告を行う際には、国においては政府共用認証局（GPKI）が発行する官職証明書、地方公共団体においては地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）が発行する職責証明書を利用することができます。